工事名称　南房総市特定空家等解体撤去工事

フレックス工期契約制度

○ 適用する（工事の着手期限日 令和　年　月　日 、工事の終期日 令和　年　月　日）、 ●適用しない

留意事項
・受注者は、工事着工日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着工日通知書を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって　登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

Ⅰ．工事概要

1. 工事場所　南房総市白浜町白浜字原芝台4686番地7
2. 敷地面積　137.41m2
3. 主要用途　旅館・店舗
4. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(m2)	延べ面積(m2)	備考
特定空家 M0008	木造	2	-	178.37	※一部鉄骨造

5. 工作物、外構等　コンクリート叩き・室内廃棄物

Ⅱ．解体工事仕様

1. 共通仕様

1)　図面及び本特記仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
　・建築物解体工事共通仕様書　（令和4年版）　（以下、「解体共仕」という）
2)　解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
　・公共建築標準仕様書（建築工事編）　（令和4年版）　（以下、「標仕」という）
　・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）　（以下、「改修標仕」という）
　・公共建築木造工事標準仕様書　（令和4年版）　（以下、「木造標仕」という）

2. 特記仕様

1) 項目は、●のついたものを適用する。
2) 特記事項は、●のついたものを適用する。（ ☒及び○は適用しない。）
3) 特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	● 1.適用基準等	● 営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ● デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（国営整第211号　平成29年3月1日） ○ （　　）
	● 2.工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万以上となる場合には、工事実績情報システム（CORINS）に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。　<1.1.4> 1)　工事受注時　契約締結後10日以内 2)　登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3)　工事完成時　工事完成後10日以内
	○ 3.電気保安技術者	○ 自家用電気工作物、　○ 一般電気工作物　<1.3.3> ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（　　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	○ 4.工事電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条第３項により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。　<1.3.4>
	● 5.施工条件	<1.3.5> ・　別添のとおり ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	○ 6.引渡しを要するもの	<1.3.10> 名称 / 仕様等 / 備考
	○ 7.ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは発注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)　受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)　受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	● 8.安全対策	・受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 ・発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	● 9.過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)　積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2)　さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3)　過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4)　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5)　建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6)　以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

章	項　目	特　記　事　項
2 仮設工事	○ 1.監督職員事務所	(2.3.1) ・監督職員用のスペース　： 　規模(㎡)：　○ 10程度、○20程度、 ○ 35程度、○65程度、○ 100程度、　○(　　) 程度 ・備品等の種類及び数量 　○ 書棚、○ 図面架、 ○ 見本棚、 ○ 机及びいす、 ○ 更衣ロッカー（　）。 　○ ゴム長靴（　）、 ○ 雨合羽（　）、 ○ヘルメット（　）、 ○ 筆記用具（　）
	● 2.工事用水	構内既存の施設　● 利用できない、 ○ 利用できる（☒ 有償、　○ 無償）
	● 3.工事用電力	構内既存の施設　● 利用できない、 ○ 利用できる（☒ 有償、　○ 無償）
	○ 4.仮囲い等	仮囲い　☒ 成型鋼板（H=　　m、L=　　m） 　○（　　） 出入口　○ シートゲート　（W=　　m、H=　　m） 　○ キャスターゲート（W=　　m、H=　　m） 　○（　　）
	● 5.仮設通路	● 鋼板敷き（長さ6.0m、幅1.5m、厚さ22mm、12枚） ○ （　　）
	● 6.交通誘導員	配置人数　：（　12　）人 配置期間　：（　工期内必要時　） 配置場所　：（　南房総市白浜町白浜字原芝台4686番7 地先　）
	● 7.仮設足場	(2.2.4) 枠組足場の設置に当たっては、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年 4月）により、手すり先行工法の種類は、別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2(2)手すり据置き方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。手すり先送り方式は不可とする。 また、別紙2「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 なお、別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用させること。

章	項　目	特　記　事　項
3 解体施工	● 1.浄化槽、排水槽等	⟨3.2.1⟩ ● 汚水、汚物等は事前回収し、洗浄、消毒等の措置を行うこと。 ● 浄化槽なし、便槽のみ
	○ 2.杭	⟨3.9.2⟩ ・杭の解体工法　： 　○ 引抜き工法（引抜いた杭の処理　☒ 図示、○　　） 　○ 破砕による解体
	○ 3.樹木等	⟨3.11.1⟩ ・樹木の伐採伐根及び移植の範囲　： 　☒ 図示 　○ （　　）
	● 4.地下埋設物及び埋設配管	⟨3.12.1⟩ ・地下埋設物及び埋設配管の解体の範囲　：　敷地内 　● 排水管及び電検管については接続先（接続元）まで撤去すること。 　● 給水管については量水器までの配管を撤去し、量水器は残置すること。
	○ 5.設備機器等	⟨3.2.1⟩ ・解体事前処理（油類タンク）　： 　○ 機械設備図による。 　○ 解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油が無いことを確認する。 　　必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 　○ 燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 ・解体事前処理（冷媒）　： 冷媒を屋外積にポンプダウンした撤去を行う機器 　○ 機械設備図による。 　○ （　　） 冷媒を回収した後撤去を行う機器 　○ 機械設備図による。 　○ （　　）
	○ 6.さく、照明設備等の付属物	・さくの撤去範囲　： 　☒ 図示 　○ （　　） ・電柱の撤去範囲　： 　☒ 図示 　○ （　　） ・外灯の撤去範囲　： 　☒ 図示 　○ （　　）
	● 7.解体後の整地	⟨3.11.1⟩⟨22.9.2⟩ ・解体後の埋戻し及び盛土　： 　埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 整地高さ 　● 現状GL　、 ○ 図示 埋戻し及び盛土の材料 　○ 山砂の類、○ 他現場の建設発生土の中の良質土、 ○ 再生コンクリート砂 ・表層の砂利敷き　： 　○ B種　、○（　　）

章	項　目	特　記　事　項
4 建設廃棄物処理	● 1.共通事項	1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（CORINS）により作成し、施工計画書に含め、各 1部提出すること。なお、受注者は「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム登録証明書」を同システムにより作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5年間保存しておくこと。 ・作成対象工事 　「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基き、建設副産物の処理に先立ち「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約書を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、 1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 3)建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D票及び E票の写しを提出すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。 4) 以下の項目の数量については、積算のための参考数量を示す。
	○ 2.路盤廃材	
	● 3.建設廃棄物	

	数量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備考
○ 路盤廃材	t	都市 町地先	km	☒ 中間処理場 ○ 最終処分場	

	数量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備考
○ コンクリート塊（無筋）	t	都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
● コンクリート塊（有筋）	30 t	南房総市 荒川　地先	30.0 km	● 中間処理場 ○ 最終処分場	千葉美装㈱
○ アスファルト塊	t	都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ その他がれき類	m3	都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
● 廃プラスチック	3 m3	南房総市 荒川　地先	30.0 km	● 中間処理場 ○ 最終処分場	千葉美装㈱
○ 金属くず	m3	都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ その他くず類	m3	都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
● 廃石膏ボード	3 m3	南房総市 荒川　地先	30.0 km	● 中間処理場 ○ 最終処分場	千葉美装㈱
○ 混合廃棄物	m3	都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 建設汚泥	m3	都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ カッター汚泥	m3	都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
● 石綿含有石膏ボード	1.5 m3	南房総市 荒川　地先	30.0 km	● 中間処理場 ○ 最終処分場	千葉美装㈱
○ ひ素, カドニウム含有石膏ボード		都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 上記以外の石膏ボード		都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ CCA処理木材		都市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
● 木くず	90 m3	安房郡鋸南町 奥山　地先	30.4 km	● 中間処理場 ○ 最終処分場	千葉美装㈱
● 畳	34 枚	安房郡鋸南町 奥山　地先	30.4 km	● 中間処理場 ○ 最終処分場	千葉美装㈱
● ガラス	0.8 t	南房総市 荒川　地先	30.0 km	● 中間処理場 ○ 最終処分場	千葉美装㈱
○ スクラップ控除	t		km	● 有価物処理	

工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

南房総市富浦町青木２８番地
南房総市役所
建設環境部　建設課

工事名	南房総市特定空家等解体撤去工事		
図　名	解体工事特記仕様書（１）	製図年月日	R7.7

1
2
南房総市

5 特別産業廃棄物処理

● 1. 施工調査

<5.1.2>

1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
3) 調査結果は調書にまとめ、監督職員に提出する。

○ 2. 分析調査

<5.1.2><5.4.1>

・種類　：

分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考
○ PCB 含有シーリング 分析調査(第一次判定)	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○ PCB 含有シーリング 分析調査(第二次判定)	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	

・調査方法　：
PCB 含有シーリング分析調査
○（　　）
PCBを含む機器の微量PCBの分析調査
○（　　）
絶縁油のPCB含有量の分析調査
○ 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法（平成4年7月3日厚生省告示第192 号）」又は「絶縁油中の微量PCB に関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。
ダイオキシン類のサンプリング調査
○「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日付　基発第401号）」により行う。

● 3. 特別管理産業廃棄物の処理

<5.4.1>

特別管理産業廃棄物の種類	備考
● 廃石綿等	
○ PCB を含む機器類	
○ PCB 含有シーリング材	
○ 廃油	
○ 廃酸/廃アルカリ	
○ ダイオキシン類	
○	
○	

○ 4. PCB を含む機器類

<5.4.1>

・引渡しを要する機器類　：
○（　　）

○ 5. PCB 含有シーリング材

<5.4.1>

・除去処理工事　：
除去範囲　⊗ 図示、○（　　）
撤去方法　「標準施工要領書（日本シーリング工事業共同組合連合会/日本シーリング材工業会」による。

○ 6. ダイオキシン類

<5.4.1>

・廃棄物の焼却施設の解体　：
解体方法　（　　）
処分方法　（　　）

6 石綿含有建材の除去等

● 1. 石綿含有分析調査

<6.1.3.4>

・調査　：　調査対象物がある場合は、監督員の指示により事前調査を実施すること。
● 石綿含有建材の施工調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
含有物については下記により各法令に基づき適正に処理すること。
○ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象　　アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析方法		定量分析方法	
	JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4
●保温材・ｹｲ酸板等	箇所	3 箇所	箇所	箇所
○	箇所	箇所	箇所	箇所
○	箇所	箇所	箇所	箇所

サンプル数　1 箇所あたり3 サンプル
採取箇所　○ 図示、●(監督員の指示による　　)

・石綿粉じん濃度測定　：
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各処理作業室ごと）
○	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計　点
○	測定 2		調査対象室外部の付近	計　点
○	測定 3		処理作業室内	計　点
○	測定 4		セキュリティゾーン入口	計　点
○	測定 5	処理作業中	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 計　点
○	測定 6		処理作業室外 ○ 施工区画周辺 ○ 敷地境界	計　点
○	測定 7	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	計　点
○	測定 8	処理作業後シート	処理作業室内	計　点
○	測定 9	撤去後1 週間以降	調査対象室外部の付近	計　点

測定方法
○ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
○ 測定 4 ○ 測定 5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動計測器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定

○ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引時間 (min)
○ 測定 4	25	5	30
○ 測定 5			
○ 測定	47	10	120
○ 測定	47	10	240
○ 測定			

● 2. 石綿含有建材の処理(1)

<6.3.1～3><6.4.1～4><6.5.1～4>

○ 石綿含有吹付け材等の除去

除去対象範囲	○ 図示　　、○
除去工法	⊗ 解体共仕6.3.2による、○
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止	⊗ 湿潤化　　○ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分	○ 埋立処分（管理型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

● 石綿含有保温材等の除去

除去対象範囲	○ 図示　　●監督員の指示による
除去工法	● 手ばらし　、○ 破壊して除去
除去した石綿保温材等の飛散防止	● 湿潤化　　○ 固形化
除去した石綿含有保温材等の処分	● 埋立処分（管理型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

● 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去

除去対象範囲	○ 図示　　●監督員の指示による
除去した石綿含有成形板の処分（石綿含有せっこうボード）	● 埋立処分（管理型最終処分場）
除去した石綿含有成形板の処分（上記を除く石綿含有成形板）	○ 埋立処分（安定型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

○ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去

除去対象範囲	○ 図示　　○
養生方法	○ ビニールシート等による養生を行う ○
除去した石綿含有成形板の処分	○ 埋立処分（安定型最終処分場） ○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

○ 3. 石綿含有建材の処理(2)

・石綿含有建築用仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去　：

除去対象範囲	○ 図示、○
着工前の試験施工	⊗ 行う、○ 行わない
除去工法	○ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ○ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ○ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度） ○ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上） ○ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ○ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ○ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度） ○ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上） ○ 超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
備考	1) 作業区画や立入禁止範囲を明確に定め、石綿くずや石綿を含有する飛沫の飛散等を防止するために、作業区画の床面、壁面及び必要に応じて天井面にプラスチックシート（ビニルシート）等による養生を行うこと。 作業区画の隔離は、湿潤状態に保ちながら行うこと。 2) 剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しないこと。 3) 水を使って除去する工事の場合には、未処理の廃水が流出・地下浸透しないよう全て回収すること。 回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。

・除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分　：
○ 埋立処分（安定型最終処分場）
○ 埋立処分（管理型最終処分場）
○ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

○ 4. リフラクトリーセラミックファイバーの処理

・除去処理対象物　：

除去対象範囲	○ 図示、○
除去方法	○ 図示、○
処分	○ 埋立処分（安定型最終処分場） ○

7 特殊な建設副産物の処理

○ 1. 施工調査

<7.1.3>

分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	
○	部　位　○ 図示、○ 箇所数　　箇所	

○ 2. 回収又は処分

<7.3.1>

・回収又は処分を行う特殊な建設副産物の種類　：

建設副産物の種類	備考
○ フロン	
○ 建設用断熱材フロン	
○ ハロン	
○ イオン化式感知器	
○ 穴ふっ化硫黄（SF6）ガス	
○ PFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スロホン酸））	
○ 特定化学物質	
○ その他の特殊な建設副産物	

・回収又は処分の区分　：
○ 機械設備図による、○（　　）

南房総市富浦町青木２８番地
南房総市役所
建設環境部　建設課

工事名	南房総市特定空家等解体撤去工事		
図　名	解体工事特記仕様書（２）	製図年月日	R7.7

2 / 2
南房総市